

平成 29 年度 再々評価点検表（内部評価）

1 事業概要

事業名	一般府道安満前島線 道路改良事業
担当部署	都市整備部 交通道路室 道路整備課 建設グループ（連絡先 06-6944-9276）
事業箇所	高槻市井尻～道鶴町
再々評価理由	再評価実施後 5 年間を経過した時点で継続中
事業目的	<p>本路線は、高槻市内を南北に縦断し、現在事業中の都市計画道路十三高槻線と交差する道路である。</p> <p>当該箇所は、幅員が狭隘なため車両の対面通行が困難な状況にあり、都市計画道路十三高槻線の整備に併せ、歩行者の安全及び円滑な交通の確保するため、現道を拡幅し歩道設置を行う。</p> <p>また、本府が整備を進める交差道路の都市計画道路十三高槻線の工事用車両等の進入路としての機能が求められており、早期に整備する必要がある。</p>
事業内容	<p>道路築造</p> <p>事業延長：257m</p> <p>道路幅員：9.5m</p> <p>車道：2車線[3.5m×2]</p> <p>自転車歩行者道：片側[2.5m]</p>
事業費 ()内の数値は 前回評価時点のもの	<p>全体事業費：約 1.7 億円（約 1.7 億円）〔国：0.9 億円、府：0.8 億円〕</p> <p>（内訳）用地費 約 1.5 億円（1.5 億円）</p> <p>工事費 約 0.2 億円（0.2 億円）</p> <p>【工事費の内訳】 道路築造 0.2 億円（0.2 億円）</p>
事業費の変更理由	—
維持管理費	約 80 万円／年〔道路部：33 万円/千㎡・年（過去 5 年府内実績より算出）〕

2 事業の必要性等に関する視点

	【事前評価時点 H19】	【再評価時点 H24】	【再々評価時点 H29】	変動要因の分析	
事業を巡る社会 経済情勢等の変化	<p>幅員が狭隘で車両の対面通行が困難な状況にあるため、現道拡幅事業を行い歩行者の安全及び円滑な交通を確保する。</p> <p>・H17 交通センサス 自動車交通量 ：779 台/日</p> <p>・交通事故発生状況 H13～H17(5 カ年) ：1 件 (うち死亡事故: 0 件)</p>	<p>幅員が狭隘で車両の対面通行が困難な状況にあるため、現道拡幅事業を行い歩行者の安全及び円滑な交通を確保する。</p> <p>また、平成 30 年度の供用を目途に都市計画道路十三高槻線の整備を進めているが、一部用地取得の困難な個所があり、工事用車両の進入に支障を来している。このため、本路線を新たに工事用車両等の進入路として活用し、早期に整備を図る必要がある。</p> <p>・H22 交通センサス 自動車交通量 ：792 台/日</p> <p>・交通事故発生状況 H18～H23(6 カ年) ：6 件 (うち死亡事故: 0 件)</p>	同左	<p>・H27 交通センサス 自動車交通量 ：606 台/日</p> <p>・交通事故発生状況 H24～H28(5 カ年) ：1 件 (うち死亡事故: 0 件)</p>	大きな変動なし
地元の 協力体制等	<p>・安全性が高まるため、本事業の早期完成に対する高槻市の期待は非常に大きい。</p> <p>・平成 21 年に、一部民間開発で拡幅整備され、道路部については寄付されている。</p>				
事業の投資効果 <費用便益分析> または <代替指標>	事業内容が現道拡幅及び歩道設置であり、費用便益分析の手法が確立されていない。				

事業効果の定性的分析 (安心・安全、活力、快適性等の有効性)	【効果項目】 [安全・安心] ・歩車分離により歩行者・自転車の安全が確保される。 [活力] ・誰もが安心して通行できる歩行者活空間が形成される。 [快適性] ・幅員狭隘区間の解消により交通利便性が向上する。 [その他] ・幅員狭隘区間の解消により、緊急車両の進入路が確保される。 【受益者】 ・道路利用者 ・地域住民			
	事前評価時点 H19	前回評価時点 H24	再々評価時点 H29	変動要因の分析
事業の進捗状況 <経過> ① 事業採択年度 ② 事業着工年度 ③ 完成予定年度	① 平成 20 年度 ② 平成 20 年度 ③ 平成 26 年度	① 平成 20 年度 ② 平成 20 年度 ③ 平成 30 年度 (目標：平成 26 年度 工事用進入路)	①平成 20 年度 ②平成 20 年度 ③平成 30 年度	
<進捗状況>	—	・全体 0% (0.0 億円／1.7 億円) ・用地 0% (0.0 億円／1.5 億円) ・工事 0% (0.0 億円／0.2 億円)	・全体 53% (0.9 億円／1.7 億円) ・用地 53% (0.8 億円／1.5 億円) ・工事 50% (0.1 億円／0.2 億円)	
事業の必要性等に関する視点	・本事業は、新名神高速道路供用後に予測される周辺の交通渋滞対策として進めている都市計画道路十三高槻線へのアクセス道路として必要である。 ・現道を拡幅し歩道を設置することにより、歩行者等の安全が確保できる。			

3 事業の進捗の見込みの視点

事業の進捗の見込みの視点	用地については、1 件を残し取得済みであり、平成 30 年度供用予定の都市計画道路十三高槻線に合わせ、整備を進めていく。
--------------	--

4 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	当初計画では 350m だった事業延長を前回評価時において 260m に見直すなど、都市計画道路十三高槻線西側区間を重点的に整備する計画に変更しており、すでにコスト縮減を図っている。
---------------------	---

5 特記事項

自然環境等への影響とその対策	現道の拡幅であり、本事業において新たに自然環境に与える影響は軽微である。
前回評価時の意見具申(付帯意見)と府の対応	—
上位計画等	【上位計画】 ・大阪府都市整備中期計画(案)(H28.3 改訂) 【関連事業】 ・都市計画道路十三高槻線
その他特記事項	—

6 評価結果

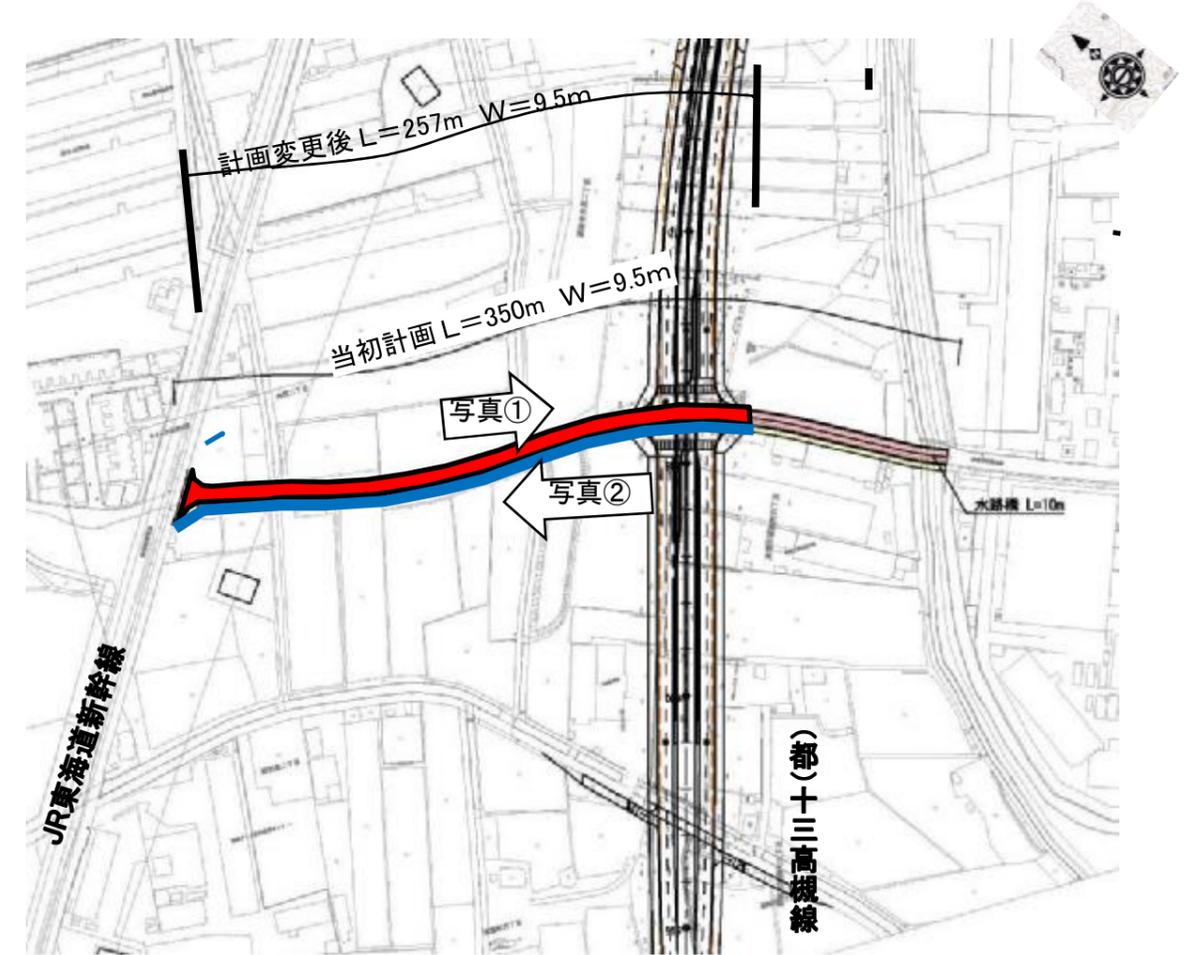
評価結果	○事業継続 <判断の理由> ・本事業は、新名神高速道路供用後に予測される周辺の交通渋滞対策として進めている都市計画道路十三高槻線へのアクセス道路として必要であり、また、現道を拡幅し自転車歩行者道を設置することにより、歩行者等の安全が確保できる。 ・早期に整備効果を発現するため、本事業区間は、都市計画道路十三高槻線西側区間を重点的に整備する計画に変更しており、平成 30 年度までに供用を図る見込みである。 以上の理由から、事業を継続する。
------	--

平成29年度 再々評価 (一般府道安満前島線 道路改良事業)

事業箇所図



平面図



現況写真



写真①



写真②

標準断面図

【現道拡幅及び歩道設置】

[単位:m]

